

4. 関係者の役割分担と連携促進に向けた協議

- 都道府県が設定した目標値の達成に向け、管内の医療保険者、事業者、市町村その他の関係者が、①どのような役割分担で、②どのような取組をそれぞれが行い、③どのような連携方策を講じていくか、都道府県が総合調整機能を発揮し、関係者間で協議する。
- 具体的には、まず、各医療保険者が、健診・保健指導に関する事業量や実施方策について検討する。その際には、例えば、被扶養者に対する健診・保健指導を医療保険者が連携して実施する方法等について、各都道府県単位で設置される保険者協議会等の場を活用して調整する。
- その上で、地域・職域連携推進協議会（17、18年度で全都道府県で設置予定）において、保険者協議会の協議結果に加え、
 - ①民間事業者の育成等を含めた健診・保健指導等の全体の推進方策
 - ②各関係者が行う普及啓発事業の連携促進等の推進方策
 - ③ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの連携の確保等について協議する。